

長崎県病院企業団監査委員公表

平成 22 年 12 月 6 日付け平成 22 年度実施長崎県病院企業団病院事業会計
定期監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自
治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用される同法第 199
条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 23 年 5 月 17 日

長崎県病院企業団監査委員	津留崎	義	美
同	今	村	嘉
		昭	昭

22本総第228号
平成23年5月11日

長崎県病院企業団
監査委員 津留崎 義 美 様
監査委員 今 村 嘉 昭 様

長崎県病院企業団
企業長 矢 野 右 人

印

監査の結果に係る措置について（通知）

平成22年12月6日付け平成22年度実施長崎県病院企業団病院事業会計定期監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 意見に対する措置状況

（1）意見

病院経営について

当企業団が病院経営を担っている島原、五島及び対馬地域においては、医師を始めとする医療従事者の確保が難しいこと、また、離島地域の人口減少等もあって患者数が年々減少していることなどから、病院経営は非常に厳しい状況にある。

公立病院に対する財政措置の拡充や医薬品等の共同購入の取組等により、昨年度から経常収支が大幅に改善しているが、このような状態が続くと、継続的で安定的な医療確保が困難になってくるものと思われる。

現在、平成21年3月に策定した病院改革プランに基づき、経営の効率化や病院再編・ネットワーク化に取り組まれているが、地域の事情を十分考慮しつつ、その着実な実行により、経営基盤強化とともに地域医療体制の確立に取り組む必要がある。

未収金対策について

当年度末の過年度未収金は総額153,559千円で、前年度末に比し15,835千円減少（対前年度比9.3%）している。

収納に相当の努力が認められる病院もあるが、依然として多額の未収金を抱えてお

り、さらなる発生防止対策を講じるとともに、発生直後の回収に力点を置き、未収金の適正な管理、回収に引き続き努める必要がある。

また、連帯保証人への督促や支払督促制度の活用など回収にさらに力を入れるべきであると思われる。

後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国の医療費削減に資するとして、平成24年度末までに数量ベースで30%以上に引き上げるという政府方針がある。

当企業団では、主に入院患者の利用になるが、まだ病院によってバラツキが大きい。平成21年9月現在の全国平均が20.2%となっており、各病院で利用率の目標を定めるなど利用促進に取り組む必要がある。

危機管理マニュアルの制定について

病院として適切な医療行為を行っていたにもかかわらず、その初発対応如何によって医療裁判へ発展するケースも考えられる。患者、家族の適正な理解を容易にするため、病院側の対応について、危機管理マニュアルを制定することが必要になっているのではないと思われる。

契約事務について

物品購入等の契約事務については、医薬品等の共同購入や医療機械等の共同入札等を進めるなど、企業団として経済性が発揮されるよう努めているが、病院においては、その内容や地域性から業者選定、予定価格設定に苦慮する事例がある。

地域内で共通するもの等については、共同で契約事務を検討するなど、より経済性が発揮されるよう努めるべきである。

(2) 講じた措置

国においては、地域医療再生基金の創設や公立病院に対する交付税措置の拡充など、地域医療確保のための財政支援の充実が図られてきていますが、一方当企業団においては、今後も患者減が予想され、医師や看護師等の医療従事者の確保が困難なことなどから、引き続き、基幹病院を中心とする医療体制の構築やスケールメリットを活かした共同事業の実施等の経営改善に取り組んでまいります。

なお、平成21年3月に策定した病院改革プランは、平成23年度を最終年度とする3カ年計画であることから、平成24年度を初年度とする新たな計画策定に着手することとしております。

未収金の縮減については、引き続き発生防止、早期回収等に努めてまいります。
また、連帯保証人への督促や「支払督促制度」等の法的手続きについても、取組を強化してまいります。

なお、各病院の取組みは別紙のとおりです。

後発医薬品の使用促進については、これまでも国、県の方針に沿って取り組んでまいりましたが、平成 22 年 6 月の企業団経営会議においてもこれを議題とし、使用促進を改めて促しました。

各病院においても、薬事委員会で使用品目等の検討を行うなど、使用促進を図っております。

なお、各病院の取組みは別紙のとおりです。

各病院においては、暴力対策マニュアルの制定や苦情、苦言等の投書に対する回答の掲示、情報の共有などの取組が図られており、これらの検証を行うことにより、不足する点や他病院と情報共有した方が良い点等を洗い出すなど、統一的なマニュアル制定の検討を行ってまいります。

平成 21 年度から実施している医薬品等の共同事業については、平成 22 年度は診療材料を追加するとともに、医療機器の共同購入等についても、平成 23 年度からの実施に向け検討を行っており、さらなる経費縮減に取り組んでまいります。

また、契約事務を含む財務事務全般について、引き続き、財務事務担当者会議や事務長会議などの機会を通して、具体的な処理方法の周知徹底を図るとともに、より経済性を発揮すべく努めてまいります。

2 指摘事項に対する措置

指摘事項に対する措置状況については、各病院からの報告（別紙）のとおりです。

(別紙様式)

平成22年度実施定期監査結果(意見)に係る措置状況

病院名(長崎県精神医療センター)

監査の結果(意見)	講じた措置等
未収金対策について	
発生防止対策	退院時精算の徹底(支払いできない場合は誓約書を徴取) 時間外預り金制度の導入(H20.8~) 保険証あり:3,000円、保険証なし:10,000円
回収対策	督促文書の送付、個別訪問の実施 電話による連絡、外来時における家族との面談の実施
連帯保証人への督促状況	保証人への通知について今後取り組む 前段として、今年度の督促通知に、納入がない場合には保証人へ連絡する旨を記載
支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	今後の検討課題
後発医薬品の使用促進について	使用促進については、精神科として以下の状況を踏まえたうえで、対応を検討していく。 同じ薬でも会社ごとに薬名が違い、誤処方の可能性がある。 薬名が変わることに対して患者が敏感。服薬しなくなる恐れがある。 新規向精神薬の使用がほとんどであり、ジェネリック使用による経費削減の効果が少ない。 正規薬の使用が望ましい。研修・教育病院に指定されており、県の精神科の中核的医療を担う立場。

(別紙様式)

平成22年度実施定期監査結果(意見)に係る措置状況

病院名(長崎県島原病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等
未収金対策について	
発生防止対策	時間外預り金制度の導入 入院料の退院日精算の徹底(当日の支払準備がしやすいよう、前日夕方までに概算額を提示できるように、病棟と医事での連携を図っている。)
回収対策	昼夜の電話催告及び文書発送による督促、個別訪問の実施 来院面談の実施 高額医療費の貸付制度の案内や分納相談
連帯保証人への督促状況	本人と接触できない場合や支払約束を不履行する場合に連帯保証人に対して文書や電話で督促
支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	今後検討したい。
後発医薬品の使用促進について	後発医薬品の採用促進のため、使用金額・使用数量の多い医薬品を優先的に評価し、隔月開催の薬事委員会にて採用を審査している。 なお、内服・外用薬の評価にあたっては、定期的に島原薬剤師会と協議を行い連携を図っている。 患者さんへの啓発として、待合所に「当院では院外処方でも後発薬を処方できます」という旨の張り紙の掲示し、お薬渡しカウンター・院外処方箋FAX受付カウンターには啓発用ポスターの掲示とパンフレットを設置している。

(別紙様式)

平成22年度実施定期監査結果(意見)に係る措置状況

病院名(長崎県五島中央病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等
未収金対策について	
発生防止対策	退院時料金精算確認済みカードの配布 退院時分納制度申請相談 深夜時間帯外来受診分についての現金預かりの実施 現物給付制度の説明及び利用促進
回収対策	督促書・催告書の発行 電話連絡・自宅訪問 来院時面談 納入通知書の送付
連帯保証人への督促状況	連帯保証人に対し履行確認協力書の発行
支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	今後の検討課題
後発医薬品の使用促進について	年4回開催している薬事委員会において、使用量・金額ベースにおいて上位品目から順次採用する事としており、H22年4月~H23年1月までに新たに17品目が採用となった。

(別紙様式)

平成22年度実施定期監査結果(意見)に係る措置状況

病院名(長崎県富江病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等
未収金対策について	
発生防止対策	入院時は、連帯保証人を取っている。 時間外の時は、保険証・住所・電話等の確認
回収対策	督促状、催告書の発行 地域内では訪問して回収するようにしている。 誓約書を作成する。
連帯保証人への督促状況	連帯保証人への請求はしたことはないが、今後は、連帯保証人に対し協力依頼を行っていきたい。
支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	今は検討していないが、将来は必要と思います。
後発医薬品の使用促進について	五島中央病院の使用している分について導入する。

(別紙様式)

平成22年度実施定期監査結果(意見)に係る措置状況

病院名(長崎県奈留病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等
未収金対策について	
発生防止対策	入院時は、連帯保証人を取っている。 時間外の時は、保険証・住所・電話等の確認 窓口の隣にある薬局との連携をとり、支払を済ませたかの有無を確認する。
回収対策	督促状、催告書の発行 地域内では訪問して回収するようにしている。 誓約書を作成する。
連帯保証人への督促状況	連帯保証人に対し協力依頼を行っていく。
支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	島特有の顔見知りが多いということで、法的手続きの検討は行っていない。
後発医薬品の使用促進について	五島中央病院使用分を導入するよう検討中

(別紙様式)

平成22年度実施定期監査結果(意見)に係る措置状況

病院名(長崎県上五島病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等
未収金対策について	
発生防止対策	時間外預り金制度の活用(S56.4.1~) ・一般患者3,000円 交通事故・労災患者10,000円 電子カルテ上に未収金額と未収金ありを表示し、医事係への連絡を行っている。
回収対策	未収金発生後は、電話による督促 訪問徴収を2ヶ月に1回行い、文書による督促を年2回実施(盆、正月前)
連帯保証人への督促状況	平成22年度に5件実施
支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	一部負担金60万円以上は保険者請求。簡易訴訟検討中。
後発医薬品の使用促進について	採用品目の20%達成にむけ院内で現在検討中

(別紙様式)

平成22年度実施定期監査結果(意見)に係る措置状況

病院名(長崎県上五島病院附属診療所有川医療センター)

監査の結果(意見)	講じた措置等
未収金対策について	
発生防止対策	当日支払が困難な場合は支払日を約束してもらっている。預り金制度も導入している。
回収対策	未収金発生後は電話連絡をする。連絡が取れない場合は文書にて通知する。
連帯保証人への督促状況	過年度の入院費で連帯保証人が分納する事例があったが、現在完納しており過年度未収金は無い。
支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	これまでどおり分納相談や戸別訪問等に対応する。
後発医薬品の使用促進について	院外処方徐々に後発医薬品の処方割合を増やしている。院内にある内服薬・外用薬・注射薬については現在検討中である。

(別紙様式)

平成22年度実施定期監査結果(意見)に係る措置状況

病院名(長崎県奈良尾病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等
未収金対策について	
発生防止対策	診療時間外医療費については、連絡先・納付日時を明確にしている。また、未納が発生した場合は「延納・分納申請書」を記入させ、事務長立会いのもと、当事者と相談し納付可能な計画及び必ず納付するよう約束させる。
回収対策	現状において、「延納・分納申請書」どおり回収されておりますことから、未納発生時には少額でも納付可能な額を決めることが大切と考えている。
連帯保証人への督促状況	連帯保証人への督促までいたっていない。
支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	法的手続きを検討する状況にはいたっていない。
後発医薬品の使用促進について	平成21年2月 638品目中 7品目(1.1%)、昨年2月 602品目中 27品目(4.5%)、昨年12月 580品目中 46品目(7.9%)と、年々ジェネリックの品目を増やしている。数量ベースの割合については、集計されたデータがないため計算できない。ちなみに、昨年12月分の納入価による使用金額は、合計13,807千円のうち、ジェネリック使用金額1,015千円(7.4%)となっている。しかし、10品目については在庫の関係で使用されておらず、今後は使用金額の割合も高くなっていく。

(別紙様式)

平成22年度実施定期監査結果(意見)に係る措置状況

病院名(長崎県対馬いづはら病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等
未収金対策について	
発生防止対策	退院日前日の17時までに概算額を提示。限度額適用認定証(各保険者)説明を高額患者。平成23年度は、長崎県対馬いづはら病院版「仮称:未収金の発生前後のマニュアル」を早急に企画立案し、フローチャート等も作成し、防止対策を講じる予定です。
回収対策	電話、文書による督促・催告並びに訪問徴収。
連帯保証人への督促状況	文書による督促・催告書において連帯保証人へも通知を行っている。
支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	平成22年11月に3件支払督促を実施し、うち2件は完納となり、残り1件は分納中。平成23年2月以降も予定あり。平成23年4月以降は、発生防止対策に記載したマニュアルやフローチャートに基づき、継続的に行う予定です。
後発医薬品の使用促進について	平成22年1月31日現在の採用医薬品数1,408品目中、131品目が後発医薬品です。後発医薬品採用率9.3%。

(別紙様式)

平成22年度実施定期監査結果(意見)に係る措置

病院名(長崎県中対馬病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等
未収金対策について	
発生防止対策	平成12年度から預り金制度を導入している。(時間外、土・日・祝祭日) ・金額:保険証あり 5,000円、保険証なし 10,000円 平成22年5月より、クレジットカード決済を導入している。
回収対策	平成15年度から外部委託を導入している。 ・平成20年度 訪問件数 77件、平成21年度 訪問件数 140件、平成22年度(12月末現在) 訪問件数 129件 ・分納相談や戸別訪問を行っている。
連帯保証人への督促状況	平成21年度に13件、平成22年度に10件の請求を行っている。
支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	催告書 1件、未納診療費等の債務履行協力依頼書 1件
後発医薬品の使用促進について	ジェネリック薬品を把握するため調剤薬局より、月別の使用状況の報告を受け、月1回開催の「薬事委員会」の議題として使用促進に向けて協議している。

(別紙様式)

平成22年度実施定期監査結果(意見)に係る措置状況

病院名(長崎県上対馬病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等
未収金対策について	
発生防止対策	時間外及び土曜・日曜・祝日について預り金制度を導入している。 ・保険証持参の場合:3,000円(但し、高額な検査の場合は5,000円)、保険証なしの場合:10,000円) クレジットカード払いの導入
回収対策	月2回以上の訪問徴収。(発生日から2ヶ月をめぐりに訪問をおこなうことにしている。) 一括払いが無理な方については分割での支払いを早めに勧めるようにしている。
連帯保証人への督促状況	平成21年度は17件、平成22年度は13件督促をおこなっている。
支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	法的手続きは未検討
後発医薬品の使用促進について	調剤薬局の採用状況については随時連絡をしてもらい把握している。また使用状況についても把握できる体制を整えている。月1回開催している「医薬ミーティング」の議題としてもたびたび取り上げている。

(別紙様式)

平成22年度実施定期監査結果(指摘事項)に対する措置状況

病院名(長崎県精神医療センター)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について</p> <p>過年度未収金の回収については、一部努力されているが、最低年に1回は全未納者に対し訪問・電話・文書催促など行うこと。</p> <p>また、年度が古いものから、順次計画的に精査し、収納が不可能なものについては、不納欠損処分を検討すること。</p>	<p>1. 未収金について</p> <p>未収金の回収については、最低でも年1回は全未納者に対して通知を行う等、引き続き努力いたします。</p> <p>また、連帯保証人等の状況についても把握に努め、収納が不可能なものについては、不納欠損処分を検討してまいります。</p>

(別紙様式)

平成22年度実施定期監査結果(指摘事項)に対する措置状況

病院名(長崎県島原病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について</p> <p>未収金の管理・回収については努力されているが、総額が多額に上ることから、発生の防止と発生後の早期の回収に一層努力すること。</p> <p>また、やむを得ず不納欠損処分に至る場合が想定されるので、その判断の基準になる事象について、整理簿上記載漏れがないように留意すること。</p> <p>2. 前金払について</p> <p>前払金の精算について、期限である用務の終了後7日以内となっていないものが見受けられるので、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>1. 未収金について</p> <p>医療費の一括支払が困難な患者や保険料未払いのため保険適用できない患者が増加しており、分割支払や医療費の公的助成制度の活用を勧めています。これらの取り組みにより、患者の支払負担を軽減し、定期的な納付を継続させ、未収が長期化しないように努めます。</p> <p>また、整理簿の記載内容が不納欠損処分の適否を決めるとの認識を持ち、相手方への催促の時期や内容、連絡不能の状況などについて適切に記録を行うよう努めます。</p> <p>2. 前金払について</p> <p>出張者に対してこれまで以上に早期の精算・復命を呼びかけ、全て7日以内の精算となるよう努めます。</p>

(別紙様式)

平成22年度実施定期監査結果(指摘事項)に対する措置状況

病院名(長崎県五島中央病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について</p> <p>未収金の管理・回収は適正に処理されている。過年度医業未収金残高は増加しているが、訪問回数を増やすなど努力されている。引き続き未収金の管理・回収に努めること。</p> <p>2. 前金払について</p> <p>前払金の精算について、期限である用務の終了後7日以内となっていないものが見受けられるので、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>1. 未収金について</p> <p>今後とも、引き続き未収金整理簿等の適切な管理を行うとともに、現物給付等の制度活用を促し未収金額の減少に努めてまいります。</p> <p>また、早期回収(督促・面談・電話・自宅訪問・分納相談)に力を入れ、新たな未収金が発生しないように努力いたします。</p> <p>2. 前金払について</p> <p>当院は職員数が多く、特に出張に伴う前払件数が多い。</p> <p>以前より職員には前払いを行う際に、領収書等の早期提出を促しているが、まだ徹底されていないのが現状である。</p> <p>看護師など不規則な勤務形態従事者が多いので、難しいところもあるが、適切な処理が出来るよう引き続き努力していきたい。</p>

(別紙様式)

平成22年度実施定期監査結果(指摘事項)に対する措置状況

病院名(長崎県富江病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 未収金の管理・回収は適正に処理されている。 未収金の回収については大変努力されているが、引き続き努力すること。</p>	<p>1. 未収金について 今後とも未収金回収に努力します。</p>

(別紙様式)

平成22年度実施定期監査結果(指摘事項)に対する措置状況

病院名(長崎県奈留病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について</p> <p>未収金の回収については、分納による徴収など努力されているが、大幅な増加が見られるので、より一層の努力をすること。</p> <p>同一人が重ねて未収金を発生しているケースが多いので、整理簿上での管理徹底を期すること。</p> <p>2. 契約関係について</p> <p>更新条項のある委託契約で、平成21年度の契約書及び契約に係る伺い文書がないものが1件あったので、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>1. 未収金について</p> <p>引き続き回収に努力いたしてまいります。増加についても回収を継続し対応してまいります。</p> <p>また、同一人においては、整理簿上で管理し本人、家族とも話し合いを行いながら回収に努力いたしてまいります。</p> <p>2. 契約関係について</p> <p>更新条項のある委託契約においては、適切な事務処理を行います。</p>

(別紙様式)

平成22年度実施定期監査結果(指摘事項)に対する措置状況

病院名(長崎県上五島病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 未収金の回収は、分納回収に努めるなど適正に処理されている。特に平成20年度発生分については、相当の努力が認められる。 今後とも回収に努力されるとともに、新たな発生の防止に努めること。</p> <p>2. 契約関係について 更新条項のある委託契約で、平成21年度分の契約書が作成されていないものが2件あったので、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>1. 未収金について 今後とも、未収金の回収・新たな発生の防止に努力します。</p> <p>2. 契約関係について 指摘後、適正に処理しています。</p>

(別紙様式)

平成22年度実施定期監査結果(指摘事項)に対する措置状況

病院名(長崎県上五島病院附属診療所有川医療センター)

指 摘 事 項	措 置 状 況
1.未収金について 未収金の管理・回収は適正に処理されている。 発生件数も少ないので、引き続き現状を維持できるよう努力すること。	1.未収金について 平成22年12月末現在、過年度未収金はありません。

(別紙様式)

平成22年度実施定期監査結果(指摘事項)に対する措置状況

病院名(長崎県奈良尾病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 未収金の管理・回収は適正に処理されている。 未収金の回収については努力されているが、引き続き現状を維持できるように努力すること。</p> <p>2. 契約関係について 更新条項のある委託契約で、平成21年度の契約書及び契約に係る伺い文書がないものが1件あったので、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>1. 未収金について 現在のところ、「延納・分納申請書」どおり納付されておりますので引き続き維持できるようにします。</p> <p>2. 契約関係について 指摘後、適切に処理いたしました。</p>

(別紙様式)

平成22年度実施定期監査結果(指摘事項)に対する措置状況

病院名(長崎県対馬いづはら病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について</p> <p>未収金の回収は、分納回収に努めるなど適正に処理されているが、引き続き努力すること。</p> <p>過年度未収金が多額に上っていることから、年度が古いものから順次計画的に精査し、収納が不可能なものについては、不納欠損処分を検討すること。</p> <p>2. 前金払について</p> <p>前払金の精算について、期限である用務の終了後7日以内となっていないものや、領収書の添付がないものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>1. 未収金について</p> <p>平成22年11月より開始した、法的措置(支払督促)を継続するとともに、発生源を絶つシステム(現年度を過年度に繰り越さない当年度回収)を構築(入院収益の場合は、退院時回収率の向上)していきます。</p> <p>平成22年度末(3月)に発生年度等不明の1,300,159円は、不納欠損処分を行います。平成23年度は、裁判等も含め収納が不可能な案件は、順次不納欠損処分を予定し、その後も計画的に処分を行います。</p> <p>2. 前金払について</p> <p>7日以内に精算するようにいたします。領収書が無い場合は、領収書の代わりになるものを根拠とし処理を行います。</p>

(別紙様式)

平成22年度実施定期監査結果(指摘事項)に係る措置

病院名(長崎県中対馬病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 未収金の管理・回収は適正に処理されている。 未収金の回収については努力されているが、引き続き努力すること。</p>	<p>1. 未収金について 未収金回収につきましては、業務委託員を配置し計画的に訪問徴収を行い、また、クレジットカード決済導入など行っていますが、生活困窮者等、回収が困難な様相を呈しています。 時効中断措置を講じながら少額でも継続した回収に努めているところです。</p>

(別紙様式)

平成22年度実施定期監査結果(指摘事項)に対する措置状況

病院名(長崎県上対馬病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 未収金の管理・回収は適正に処理されている。未収金回収については努力されているが、引き続き努力すること。</p> <p>2. 契約関係について 修繕工事で、執行伺いがなく見積書を徴取し、施行がなされているものが1件あったので、適切な事務処理をおこなうこと。</p>	<p>1. 未収金について 引き続き適正に処理をおこなう。</p> <p>2. 契約関係について 今後はこのようなことがないよう、適切な事務処理をおこなうようにする。</p>